

三 宮 十五郎 議員



## 障害者手帳なしでサービスが受けられる仕組みを



問

福祉について聞く。

- (1) 税等を負担すること  
で、生活保護の人より低収入で生活しなければならぬような事態を避け、合理的な減免制度にしてほしいがどうか。

- (2) 今後、保育料を改定するときに、低所得者に配慮する必要があるのでないか。

- (3) 税法上の障害者控除を市長が認定すれば、ほかの障害者サービスも認められる仕組みに、国や県に制度改善を求めてほしいがどうか。

- (4) かかりつけ医師に（障害者手帳取得に必要な）診断書を書いてもらえる人は、医師が忙しいため、わずかである。（手帳の有無で）不利益を被らないようにする手立てを今後、考えてほしいがどうか。

- (5) どの市町村も国民健康保険（＝以下「国保」）の運営は、国が補助金等を切り下げる中で苦慮している。

財政的な理由で（運営を）都道府県に移しても、問題

者に過大な負担とならないような仕組みに検討してほしいがどうか。

- (1) 国保、介護保険は、生活保護基準以下の人�が生活保護を受けずに全額免除になれば、保険料負担なしで給付のみが行われることになる。

- (2) 市町村に余分な負担をさせ、保険会計に影響を及ぼすので適当ではない。しかし市民税は特定の被保険者負担がないので、前向きに検討していきたい。

- (3) 国保運営は市町村単位で行つており、大変厳しい状況が続いている。22年度は2億3千万円を一般会計から繰り入れし、23年度はどうするかを慎重に審議している。

- (4) これ以上、市町村負担はもう財源がない状況になつて来ている。国保運営の広域化、将来のあり方は国がしっかりと審議してほしい。

は基本的に解決しない。  
市町村が安心してできる仕組みを（国が）つくること  
が根本だと思うが、市長は  
どう考えるか。

## 手帳所持を前提 に対応している

答 副市長

（1）国保、介護保険は、生

（4）（診断書取得が困難な場合は）直接、役所窓口で

答 市長

相談してほしい。

市として一定の努力をし

なければならぬと思つて

いる。

（3）法による福祉の措置は、  
手帳所持を前提として行う  
ことになっている。

答 福祉課長

かかわることで、判断基準

がなければ混乱を来たすこ

となる。

市町村が安心してできる  
仕組みを（国が）つくること  
が根本だと思うが、市長は  
どう考えるか。

県の手当は県下すべてに

手帳所持を前提として行う  
ことになっている。